

## 三種町インターンシップ実施要領

### (目的)

第1条 この告示は、三種町が学生に対してインターンシップ（以下「職場実習」という。）の機会を提供することについて必要な事項を定めることにより、学生の就業意識の向上を図るとともに、町政に対する理解を深めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 職場実習の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。）に現に在学する学生とする。

### (受入手続)

第3条 職場実習の受入れを希望する学生が在籍する大学等の代表者は、三種町インターンシップ受入申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、職場実習の受入れの可否及び職場実習を行う所属（以下「受入所属」という。）を決定し、その旨を当該大学等の代表者に通知するものとする。

3 町長は、職場実習の受入れを決定した場合は、三種町インターンシップに関する覚書（様式第2号）を基準として、大学等と覚書を締結するものとする。

### (実習生の身分等)

第4条 職場実習の受入れを決定された学生（以下「実習生」という。）に対しては、町職員としての身分は付与しないものとする。

2 実習生には、賃金、報酬、手当、交通費、食費その他一切の金品を支給しないものとする。

### (実施期間)

第5条 職場実習の実施期間は、大学等の長期休業期間中であって、町長が認める範囲内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (実習時間)

第6条 職場実習の実施時間は、月曜日から金曜日まで（三種町の休日を定める条例（平成18年三種町条例第2号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの範囲内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（受入所属の役割）

第7条 受入所属の所属長は、職場実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属職員の中から実習担当者を指名するものとする。

- 2 実習担当者は、職場実習の内容、日程等を定めた職場実習プログラムを定めるものとする。
- 3 実習担当者は、大学等から職場実習の結果等に関する報告等を求められた場合は、これを作成し、大学等に提出するものとする。

（服務）

第8条 実習生は、職場実習時間中は専ら所定の職場実習に従事し、職場実習の目的の達成に努めなければならない。

- 2 実習生は、職場実習時間中、町職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、町職員の指示及び監督等に従わなければならない。
- 3 実習生は、町の信用を傷つけ、又は町の名誉を毀損するような行為を行ってはならない。
- 4 実習生は、職場実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。職場実習終了後においても同様とする。

（事故責任等）

第9条 実習生及び大学等は、職場実習中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険等の必要な保険に加入し、職場実習中の事故については、自らの責任において対応するものとする。

- 2 実習生が、故意又は過失によって町又は第三者に損害を与えた場合は、実習生及び大学等が連帯してその損害を賠償するものとする。

（誓約）

第10条 実習生は、誓約書（様式第3号）を事前に町長に提出しなければならない。

- 2 大学等の代表者は、前項の誓約の遵守について指導徹底するものとする。

(実習の中止)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職場実習を中止することができる。

(1) 実習生が第8条の規定による服務義務に従わない場合

(2) 職場実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 職場実習の目的を達成することが困難であるとき。

2 町長は、前項の規定により、職場実習を中止する場合には、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、職場実習の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月18日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

三種町インターンシップ受入申込書

三種町長 様

学生本人について	ふりがな		生年月日	年齢	性別	
	氏名		昭和 平成	年 月 日	歳 男・女	
	学校名	学部・専攻等： (第 学年)				
	連絡先	現住所 〒 -		現住所以外（帰省先等） 〒 -		
		(電話 - - )		(電話 - - )		
	E-mail					
	実習の目的	(できるだけ詳しく記載してください)				
	実習希望課	第1希望	課名（又は業務内容）	希望する理由（できるだけ詳しく記載してください）		
		第2希望				
	実習を希望する期間	第1希望： 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( ) [ 日間] 第2希望： 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( ) [ 日間] ※実習時間は、原則として平日の午前9時から午後5時まで。ただし、業務の都合等により変更を要する場合は、協議の上、変更できることとします。				
実習先への移動手段	1.公共交通機関 2.自家用車による送迎 3.徒歩・自転車等 4.その他 ( )					

学校について	所在地	〒 -				
	担当者	所属	職名	氏名		
	連絡先	電話：	ファクス：			
		メール：				
	上記学生について、三種町へのインターンシップ（職場実習）の申込みをします。 年 月 日 学校等名称 代表者名 <span style="float: right;">印</span>					

様式第2号（第3条関係）

三種町インターンシップに関する覚書

三種町インターンシップによる学生の職場実習に関し、三種町（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第1条 乙は、別紙に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習生の身分）

第2条 実習生は、乙の学生の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員としての身分は有しない。

（実習期間等）

第3条 実習生の実習期間は、別紙のとおりとする。

2 実習期間における1日の実習時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

（実習プログラム）

第4条 実習プログラムは、甲が定めるものとする。

（法令等の遵守）

第5条 乙は、実習生に対し、職場実習の期間中、甲の職員と同様に法令（甲の条例及び規則等を含む。）及び三種町インターンシップ実施要領（令和3年三種町告示第58号）を遵守させるとともに、職場実習プログラムの遂行に当たっては、甲の実習担当者の指揮、監督、助言等に従うよう指導するものとする。

2 乙は実習生に対し、職場実習を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）を職場実習期間中に限らず職場実習終了後においても、一切漏らさないよう指導を徹底するものとする。

（名札の着用等）

第6条 乙は、職場実習の実施に当たり、実習生に品位ある服装を着用させ、かつ、胸部に甲の指定する名札を着用させなければならない。

（賃金等）

第7条 甲は実習生に対して、賃金、旅費その他の費用を支給しない。

（災害補償等）

第8条 甲は、実習生の職場実習期間中における災害又は実習生の自宅と職場実習先との往復途上での災害に対して、一切の責任を負わないものとする。

（職場実習の実施状況の把握）

第9条 乙は、必要があるときは、実習生の職場実習の実施状況について、甲に照会できるものとする。

（報告等）

第10条 乙は、実習生に関する身分その他重要な事項について変動があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(職場実習の中止)

第11条 甲は、専ら甲に起因する事由により、この職場実習を中止しようとするときは、乙及び実習生の同意を得ることはもとより、あらかじめ5日以上のお猶予期間をもって乙に当該職場実習の中止を申し入れるものとする。この場合において、甲は、当該実習の残余期間を考慮しつつ、乙と協議の上、適切な前後処理策を講ずることとする。

2 甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの職場実習を中止することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき。

(2) 故意又は過失により、甲の社会的信用を失墜させ、又は、甲に損害を与えたとき。

(3) 正当な理由なく、職場実習に参加しないとき。

(賠償請求)

第12条 乙は、実習生が職場実習の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、実習生と連携してその損害を補償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(有効期間)

第13条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から職場実習の期間満了の日までとする。

(その他)

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8番地  
三種町長 印

乙 (住所)  
(名称)  
(代表者氏名) 印

様式第3号（第10条関係）

誓約書

三種町長 様

私は、インターンシップ実習生として三種町役場で実習を受けるに当たり、下記のとおり遵守することを誓います。

記

- 1 実習中は専ら所定の実習に従事し、実習の目的達成に努めます。
- 2 実習期間中は、三種町職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、実習担当者の指導、指示に従います。
- 3 町の信用を傷つける行為及び町の名誉を毀損するような行為は行いません。
- 4 実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）は一切漏らしません。実習終了後についても同様とします。
- 5 実習において、三種町又は第三者に損害を与えたときは、その賠償に責任を負います。また、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応します。

以上

年 月 日

学校名 \_\_\_\_\_  
学部名 \_\_\_\_\_  
学科名 \_\_\_\_\_ (学年 年)  
氏名 (署名) \_\_\_\_\_